

山梨県国際水準GAP認証取得支援事業実施要領

(目的)

第1条 山梨県国際水準GAP認証取得支援事業（以下「本事業」という。）は、GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又は JGAP をいう。以下同じ。）の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等（当該農業者等のGAP認証の取得及び取得に向けた取組により、県内の農業者等のGAPの取組拡大を誘発することが期待できる農業者等をいう。以下「支援対象者」という。）を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用の補助を行うことを目的に実施する。

なお、本事業の実施については、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2180号農林水産事務次官依命通知）、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）及び山梨県国際水準GAP認証取得支援事業費補助金交付要綱（平成30年8月27日付け農技929号、以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領（以下「本要領」という。）に定めるところによる。

(支援対象者の要件)

第2条 次の（1）から（7）に掲げる者に該当する者であること。

また、（6）以外の者にあつては、事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。

- （1）農業者
- （2）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- （3）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- （4）農業協同組合
- （5）その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）
- （6）農業の専門学科を有する教育機関（現に、授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付け、又は位置付けることとしている機関に限る。）
- （7）その他知事が支援の対象とすることが適当と認める者

(事業実施計画の承認)

第3条 支援対象者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、提出があつた事業実施計画の内容が適当であるか審査を行うものとする。

なお、審査においては、農業者による認証取得コストの削減に資する団体認証を優先するものとし、団体認証以外の選定にあつては、別紙に基づきポイントを算定し、ポイント上位の支援対象者から順に予算の範囲内で採択するものとする。

3 知事は、前項の審査の結果を支援対象者に対し、通知するものとする。

4 支援対象者は事業実施計画の内容に変更が生じた場合は、事業実施計画書を変更するものとし、変更の手続きは本条に準じて行うものとする。ただし、事業実施計画（5）の各区分間における金額の30%以内の増減、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない場合または30%以内の減額をする場合については、この限りではない。

（事業実施上の留意事項）

第4条 GAP認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合は、支援の対象とする。

また、農業者等の団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得する場合にあつては、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とすることができるものとする。

2 事業実施計画（5）のア及びウの取組の実施にあつては、支援対象者は少なくとも1者以上から見積書を取得するものとする。

（書類の提出）

第5条 支援対象者は、本要領により提出する書類（添付書類として、支援対象者が作成した書類を含む。）を正副2部、支援対象者の所在地を所管する農務事務所に提出するものとする。

（書類の保管）

第6条 支援対象者は、本事業に係る書類を整理し事業実施年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第7条 本要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月8日から施行する。